

第1章 策定の趣旨

~なぜこの計画をつくるのでしょうか~

1.計画策定の目的

本市では、平成19年度(2007年度)に「生涯を通じて人が輝ける健康なまちづくり」を基本理念とする『健康こなん21計画・食育推進計画』を策定し、平成25年度(2013年度)にその中間評価を行いました。また、平成29年度(2017年度)には、健康増進計画と食育推進計画を一体的な取組として推進するため、『健康こなん21計画(第2次)』を策定し、各分野における健康づくり施策、食育推進施策に取り組んできました。また、「湖南市自殺対策計画」を平成31年(2019年)3月に策定し、「“生命(いのち)輝く”誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を基本目標とし関係機関と連携した取組を進めてきました。

このような中、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、取組の進捗状況が停滞したこと等の理由から、両計画ともに令和6年度(2024年度)まで終期を延長することを余儀なくされました。この間、日常生活が少しずつ正常化しましたが、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、あらためて本市における市民等の現状を把握し、施策の進捗状況の評価・検証や国・滋賀県の方向性を踏まえた上で、新たな課題について施策展開を図ることが重要です。また、人間にとって「からだ」と「こころ」は密接に関連しており、2つの重要な要素を両輪として健康づくり施策を進めていく必要があります。

新たな計画では、「健康増進計画・食育推進計画」と「自殺対策計画」を統合し、施策を一体的に推進する方向性を定めることに加え、地域の特性を生かした実効性のあるアクションプラン「地区計画」をもとにきめ細やかな取組を実施することとして、『第3次健康こなん21計画』を策定するものです。

2.計画の位置づけ

(1)法的根拠

本計画は、以下の3つの計画を一体のものとして策定しています。

- ①「健康増進法」第8条第2項に基づく市町村健康増進計画
- ②「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画
- ③「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画

(2)国の方向性

①健康日本21(第3次)

「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」(計画期間:令和6年度から令和17年度)に基づき、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)とより実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るものとしています。

②「食育推進基本計画(第4次)」

食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、今後取り組むべき重点事項として、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を図るものとしています。

③「自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)」

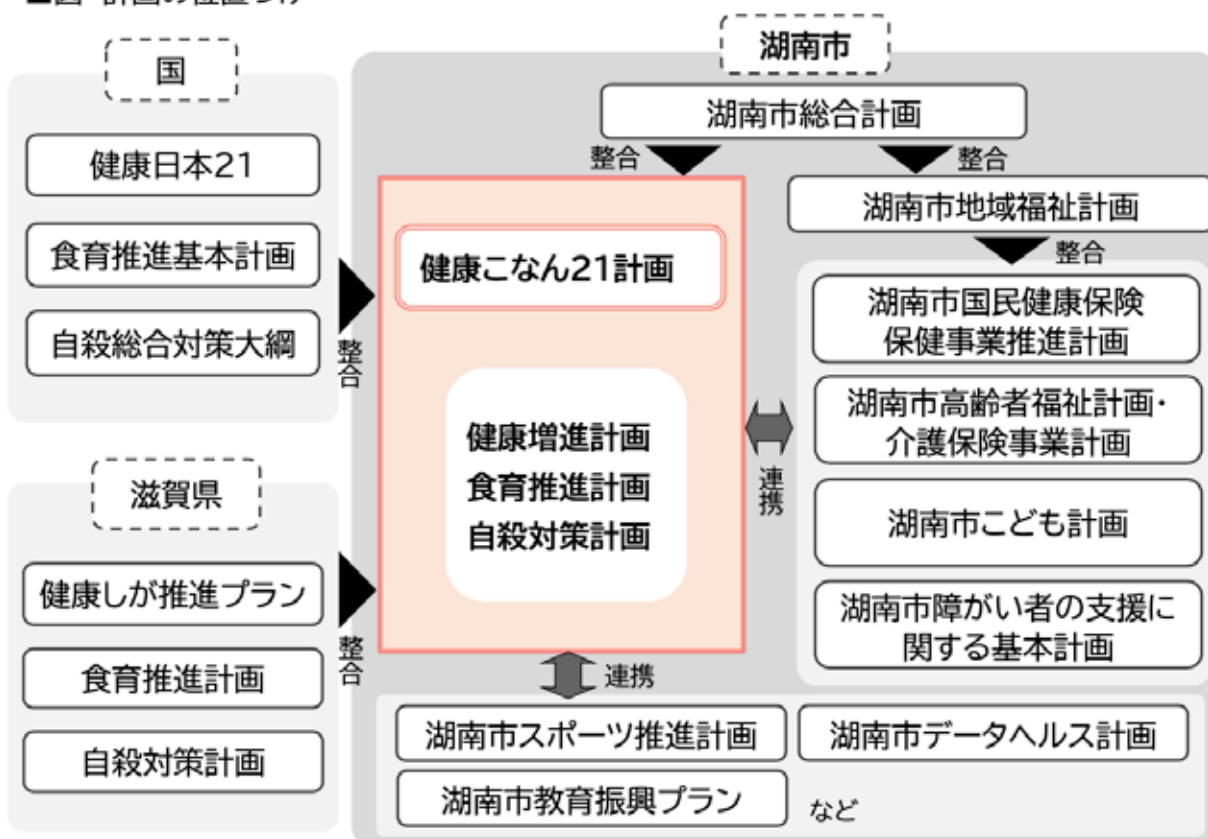
新たな自殺総合対策大綱では、自殺の基本認識や自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」を追加しています。

(3)総合計画等との整合

本市の総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像「ずっとここに暮らしたい!みんなで創ろうきらめき湖南」を実現するために、総合計画等の上位計画ならびに関連計画との整合および連携を通じて、効率的・効果的な施策の展開を図ります。

また、国の「健康日本21計画(第3次)」、「食育推進基本計画(第4次)」、「自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)」および滋賀県の「健康いきいき21健康しが推進プラン(第3次)」、「滋賀県食育推進計画(第3次)」、「滋賀県自殺対策計画(第2次)」との整合を図ります。

■図 計画の位置づけ



3.計画期間

計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間とします。ただし、国県の動向および社会情勢の変化等を勘案しつつ、必要に応じて計画期間の見直しを図ります。



4.計画の進捗管理

本計画に掲げる目標の達成に向け、実効性あるものとして推進していくためには、計画の進捗状況を把握し、市民をはじめ地域、職場、園、学校、関係機関・団体および行政が一体となった「オールこなん」で健康づくりの取組を進めていくことが重要です。本計画の実効性を担保するため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を図ります。

5.SDGsの理念に基づく健康のまちづくり

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市は、令和2年(2020年)7月に「SDGs未来都市」として、内閣総理大臣から認定を受け、SDGsの基盤となる経済・社会・環境の三側面の取組により地域課題解決につなげていきます。



■「第3次健康こなん21計画」に関連する主なSDGsの指標

目標(ゴール)および内容	
 2 飢餓をゼロに	<飢餓をゼロに> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
 3 すべての人に健康と福祉を	<すべての人に健康と福祉を> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 4 質の高い教育をみんなに	<質の高い教育をみんなに> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<パートナーシップで目標を達成しよう> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

※出典：外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

關係資料

參考資料